

第3章 自殺防止に向けて

1節 学校への提言

学校は、人間として、また、家族の一員、社会の一員等としての資質・能力を身に付ける場所であり、また、一方では、生徒が毎日の生活の多くの時間を学校で過ごす場所であるため、「心の居場所」となるよう魅力ある学校づくりを目指すことが求められる。

1 生徒理解による生徒指導体制の確立と信頼関係の醸成

学校には、厳しい指導をする教職員、また、生徒とじっくり話することができる教職員など、様々な個性をもった教職員がいる。また、特に、中学校生徒は、部活動での友人関係・先輩後輩関係などの人間関係、学習・生活環境の急激な変化による不安や悩み、ストレスを抱える時期でもある。

学校においては、このような状況を踏まえ、生徒一人一人の特性・性格や環境、悩み等の十分な理解と、教職員の様々な個性や経験等の相互理解を基盤として、校長のリーダーシップのもと、生徒指導主事を中心とした組織的な指導体制の確立と対話による生徒教師間における信頼関係の醸成が一層望まれる。

問題行動を起こした生徒の指導に当たっては、毅然とした指導に加え、生徒の内面の問題に真剣に向き合い、生徒を理解しようとする共感的な姿勢をもち、生徒へ希望を持たせる指導も重要である。その際、保護者との連携を行い、理解と協力を得ておく必要がある。とりわけ、別室での特別な指導を行う場合には、個別指導や教科の課題を用意した学習を担保するなど、生徒の学習に遅れがでないようにするとともに、生徒の情操保護に配慮することが求められる。

また、学校の生徒指導の基準となる生徒指導規程については、教職員個々の指導に温度差が生じないように校内で共通理解を図るとともに、生徒や保護者学校関係者等へ「なぜ、そのような生徒指導規程を定めているか」などを、機会をとらえ丁寧に説明し、周知徹底しておく必要がある。そして、できるならば、その作成過程に生徒を参加させ、意見を反映されることにより、皆で納得して決めたルールは、皆で守るように指導することが望まれる。

2 教育相談・連携体制の確立

生徒のSOSを察知するのは、本人の訴えはもちろん、学級担任や部活動顧問をはじめとする教職員や、友人、保護者等の気づきである。このため、こうした生徒の声に気づくことができるよう、相談しやすい雰囲気づくりや教職員間およびスクールカウンセラー等との連携など校内体制を確立する必要がある。また、教職員には、日頃から生徒一人一人の言葉や気持ちを敏感に感じ取ろうとする姿勢が大切である。

3 家庭や関係機関等との連携

生徒理解を踏まえた組織的な生徒指導を行うに当たっては、家庭や関係小学校等との連携により、生徒の特性や特徴、これまでの指導等についての情報を得ておくことが大切である。また、教職員は、関係機関・専門家等の協力を得て、一般的な生徒の発達傾向や、精神医学の基礎知識等、特に児童・青年心理学・精神医学に関する基礎的な知識を習得することも求められる。

4 子どもの人権に配慮した法教育の理解

すべて国民は、未成年者であっても人権の享有主体であり、日本国憲法や教育基本法、さらには1994年に批准され、わが国国内において法律にも優越する「児童の権利条約」によって、その権利主体性が承認されている。教職員は、こうした人権に関する条約等も校内研修等によって理解し、暴力や暴言等の威迫によって生徒の人格権を傷つけることなく、自律的な責任主体の成長発達を支援し、真に効果的な教育的成果をあげられるよう努力することが望まれる。もとより、こうした理解は、権利の濫用を承認するものではなく、正当な教育の実施に対し萎縮的作用を及ぼすものであってはならない。

2 節 家庭・保護者への提言

市内小中学校は、東広島市の教育方針である「夢と志をもち、国際社会をたくましく生きる子ども」を育てることをキーワードに、子どもの学力・体力の向上を図るとともに、社会性や生活習慣を身に付けるための鍛錬の場となっている。中学校においては、生徒がこの3年間に挫折し、あるいは失敗することもあるが、教職員が力を合わせて指導に当たって問題を解決し、再び立ち上がれる力を身に付けるように尽力している。しかし、子どもたちの健全な育成のためには、学校だけの指導には限界があり保護者や地域の人の学校教育への理解と協力が不可欠である。

このため、家庭・保護者には、特に次の3点のことが求められる。

1 学校運営の方針への理解と協力

- (1) 担任等、教職員との対話の場を増やし、学校や家庭での子どもの様子についての意見交換を行い、問題点などをお互いに補い合って、子どもを育てる。そのために、保護者と教職員との間で、子どもの性格や日常の行動、悩みなどについて語り合える信頼関係を築く。
- (2) 学校行事等に積極的に参加し、子どもを励まし、学校を盛り上げる。また、学校の運営に協力し、子どもが「明日も学校に行きたい」と思えるような学校づくりに参画する。
- (3) 家庭と学校との役割分担を意識し、学校教育を補完する。時には家庭が子どものストレス緩衝として機能し、最後の避難所としての役割を担う場所であることを意識する。

2 家庭・地域社会における「命を大切にせる教育」の充実

自殺防止に向けて、「命の大切さ」や「他人への思いやりの心」などについて、あらゆる機会を通じて大人が子どもに教えて伝えていく不断の努力が必要である。

3 子どもの成長を理解し、その変化に気付く「親力（おやりよく）」の向上

子どもの小さなサインも見逃さない注意力と洞察力を育み、また、思春期を生きる少年特有の心理を理解するため、常日頃から有益な教育書等の購読や研修への参加等を積極的に利用して、単なる経験的知識を超えた子ども理解への努力を行うことが必要である。

3 節 教育委員会への提言

子どもの自殺防止に向けては、学校、家庭、地域の取組を充実させるためには、教育委員会の担う役割が大きい。このため、本事案を教訓として、児童生徒の自殺を予防するために、学校を指導・支援する立場にある教育委員会には特に次の5点の取組をより一層充実させることが求められる。

1 「命の教育」の一層の強化

自殺予防の観点から、ほとんどの自殺既遂者が死を前にして、生と死の間を揺れ動きながら救いを求める叫びを発していたと言われており、友人たちがそのサインに気づいてそのことを教職員に伝えていたならば、生徒の自殺を未然に防ぐ機会が得られた可能性もある。もちろん、教職員に自殺者の行動特性についての知識や危機管理能力が備わっていることが必要である。

また、人間に限らず動植物を含めた生命の尊さや、一度しかない人生のかけがえのなさ、未来を生きる喜び等を実感としてとらえさせることをはじめ、死について深く見つめる教育などは、いじめの根絶への効果も期待できる。

このため、教育委員会においては、自殺サインや対応策などに関する自殺予防教育を含めた系統的・計画的な「命の教育」を一層充実させる取組が求められる。

2 児童生徒理解を深化させる研修の充実

1 節等でも述べたが、生徒が問題行動を起こしたとき、なぜそのような行動をするのかについて、生徒の内面深くまで把握するには限界があるが、生徒個々の特性・性格や環境、悩み等の理解を深めることが重要である。

また、すべての教職員が一般的な生徒の発達の傾向や、精神医学等に関する基礎的な知識を習得するとともに、児童生徒のSOSなどに気づく感性や洞察力を磨くなど、その資質能力を高めることが重要である。こうしたことは、自殺のみならず様々な事故等の予防にも役立つと考えられる。

このため、教育委員会においては、こうした児童生徒理解を深化させる研修を一層充実させる取組が求められる。

3 教職員の勤務環境の整備

学校において、生徒が学ぶことを喜びとし、充実した学校生活を送るためには、まず、教職員自身はその仕事を喜びと感ずることのできる充実した環境が整備されなければならない。また、生徒に対し、適切な指導や教育が行われるためには、教職員自身が心身ともにゆとりを持たせ、十分生徒たちに向き合える時間を確保することが重要である。生徒たちの僅かなサインを見逃さないようにするためにも、可能な限り、事務的作業を簡略化、能率化し、教職員の勤務環境に配慮することが望まれる。

このため、教育委員会においては、現場教職員の声に耳を傾け、その勤

務環境の整備に十分配慮するとともに、適切な指導を行う教員のモチベーションを高め、これを支援していく体制を整えることが求められる。

4 部活動における教職員の指導の充実

部活動における指導文化には、暴力・暴言等をともすると容認しかねない空気が現場に存在することが指摘されている。教育委員会としては、こうした部活動の指導者等に対し、定期的に指導方法等の研修を行うなどして、暴力や暴言等によって生徒の人格を傷つけることのないよう配慮していくことが求められる。このことは、部活動の指導以外においても同様である。

5 自殺事案発生後の対応

以上のような予防方策の実施にもかかわらず、不幸にして自殺事案が発生した場合には、以下のような点を顧慮した上で適切な対応が望まれる。

- (1) 自殺を行った生徒と遺族のプライバシーと名誉の保護。とりわけマスコミに対応する場合、正確な情報提供を行うよう留意し、真偽が確認できない段階での情報提供や結論を先取りした発言を慎むよう指導すること。
- (2) 当該校の生徒達へのメンタルサポートを迅速に行い、また、保護者に対し適切な説明等を行うべきことを指導すること。
- (3) 迅速な証拠の収集・保全を行うこと。事案発生後は、この観点から警察とも連携しながら当該校に適切な指示を速やかに行うとともに、調査のための第三者委員会の設置をできるだけ早く行うこと。

おわりに

本調査委員会は、未来ある尊い命を生徒自ら絶つという大変痛ましい出来事を受け、昨年12月から今年5月まで9回の委員会協議を重ね、このたび本報告を取りまとめるに至った。23名内生徒（野球部員9名，2名）

42

その間、延べ約30名の関係者への聞き取りや、関係生徒、保護者及び教職員約410名へのアンケート実施等、多くの関係者の協力による情報収集を行い、彼が死に至った経緯、また、背景要因等を客観的・総合的に分析評価を行った。調査・協議に要した時間は約80時間に及んだ。

生徒が少なすぎる。これでは情報が少なすぎる

43

本報告をまとめるに当たっては、彼の内面に寄り添い、それを受け止める人がいれば、彼が自殺を選択することを防げたかもしれないという思いが強く残る。その意味で、教員一人一人や学校組織が適切な指導を行うことは今後もちろん大切であるが、その場合であっても、必ずどこかに逃げ場を用意し、決して追い詰めずその人格とプライドを尊重し、適切なフォローアップを行うことは、思春期の子どもたちへの教育を考える際に、極めて重要な視点であると思われる。

思春期の子どもという表現がここしか出てこない

44

そして、東広島市における質の高い教育は、教員一人一人が熱い情熱をもって適切に指導に当たっていることの成果であって、こうした点を顧慮し、生徒・教職員間のコミュニケーションを豊かにしていくことで、いっそう質の高い教育水準が達成されることが期待される。

自殺防止に何か関係あるのが、A君が亡くなった結果はどう考えているのか

さらに、今後、彼の死を風化させることなく、未来ある子どもたちの教育にかかわるすべての人がこのことを自分の問題として考え、そして行動することを通して、二度とこのような悲しい出来事が起こらないよう願うものである。

45

この調査では、必要な資料の提供やアンケートの実施、関係者聴取等で、学校や教育委員会からは惜しみない援助と協力を頂いた。彼らは決して事実を包み隠すことなく、事態を真摯に受け止め、不眠不休の状態での事態に向き合ってくられた。彼らの協力がなければ、外部者である調査委員会の歩みはさらに遅く、またその結論は誠に不確実で不十分なものとなったであろう。

教員のアンケート回収率54%とかなり低い学校や教育委員会の惜しみない援助と協力とはなんのことか疑問である

最後に、学校および教育委員会、この調査に進んで協力して頂いた生徒や保護者、教職員、そして、我々の遅々として進まない拙い調査に辛抱強く耐えられながら、その問題点を鋭くも冷静に、そして終始公正に指摘してくられた御遺族に対し、謹んで感謝の意を表したい。

調査委員会副委員長 深 屋 正 信

資 料

【学校等作成資料】

1	平成 23 年 11 月 4 日事案 指導記録 【11 月 4 日 A 君が暴言を言う書く】
2	平成 23 年 11 月 4 日事案 A 君反省文
3	平成 24 年 10 月 5 日事案 指導記録 【2-2 A 君箒破損の事件】
4	平成 24 年 10 月 5 日～の事案 A 君反省文
5	【箒の破損に関する指導概要】
6	【2 年生生徒（A くん）への当日の指導について】
7	生徒聞き取り内容（平成 25 年 1 月 22～24 日実施）【E 君・B 君に聞き取り】
8	A 君の 1 年生時の指導に関する総合的な学習の時間の学習プリント（平成 23 年 11 月 4 日事案）
9	2 年生への個人面談（10 月 30 日実施）
10	心のケアに関するアンケート結果及び質問紙（平成 24 年 11 月 22 日実施）
11	後期学校評価アンケート保護者用（平成 25 年 1 月 15 日実施）
12	いじめアンケートの A 君回答（平成 24 年 9 月 4 日実施）
13	事故報告書（平成 24 年 11 月 5 日付）
14	【ご遺族との話し合いの中で学校として捉えた課題】
15	A 君小学校児童指導要録
16	A 君中学校生徒指導要録
17	【12 月 18 日（火）1 校時野球部 2 年生生徒（9 人）との話：会議室（教頭対応）】
18	市立中学校生徒の死亡について（平成 24 年 12 月 7 日調査委員会資料）
19	聴取記録（平成 24 年 10 月 30 日実施）【Z・Y・X・W 各教員：警察からの聴取内容について】

【調査委員会調査資料】

20	関係教職員・聴取承諾保護者・聴取承諾生徒への聴取記録
21	生徒・保護者・教職員アンケート調査結果

【参考資料】

22	「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」 文部科学省 平成 23 年 6 月 1 日
23	「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」 文部科学省 平成 22 年 3 月
24	体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知） 文部科学省 平成 25 年 3 月 13 日付
25	「児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について」 生徒指導資料 No. 32（改訂版）広島県教育委員会
26	「生徒指導提要」 文部科学省 平成 22 年 3 月
27	「生徒指導のてびき」 広島県教育委員会 平成 22 年 3 月
28	「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」 文部科学省 平成 21 年 3 月
29	「自殺の対人関係理論」 T. E. Joiner 日本評論社 平成 23 年 6 月

④

遺族が提出した資料が記載されていない。